

平成 29 年 5 月 12 日

「地方公共団体の議会の議員及び長の任期の特例にかかる法案」
の成立について

みだしの法案について、本日の参議院本会議において可決、成立いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本市会における今後の対応につきましては、代表者会議で協議を行う予定としております。

【特例法の概要】

(1) 名称

平成三十一年六月一日から同月十日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙により選出される議会の議員及び長の任期の特例に関する法律

(2) 内容

平成 31 年 6 月 1 日から同月 10 日までの間に任期が満了することとなる議会の議員又は長において、当該地方公共団体の議会が平成 30 年 10 月 31 日までに、任期満了の日として平成 35 年 4 月 1 日から同月 30 日までの期間内のいずれかの日を定める旨の議決をしたときは、地方自治法の規定にかかわらず、当該議決で定める日に満了する。

(3) 議決要件

当該地方公共団体の議会の議員数の 4 分の 3 以上の者が出席し、その 5 分の 4 以上の者が同意しなければならない。

市会事務局議事課
内線 7 1 2 1 ~ 2